

国民健康保険 国民年金

問合先 国保年金課

平成28年度 国民健康保険料率 賦課限度額が改定されます

国民健康保険制度では、みなさんの医療費を保険料などで負担しています。

今年度はみなさんのご協力により保険料率が据え置きとなりましたが、1人当たりの医療費が増え続ける状況や法令改正により、医療分の賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を17万

平成28年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	平成27年中の基準総所得金額に対して	9.5%	2.9%	2.5%
均等割	被保険者1人あたり	27,120円	8,400円	8,880円
平等割	1世帯あたり	20,760円	6,360円	5,040円
賦課限度額		54万円	19万円	10万円

円から19万円に引き上げました。負担保険料を抑えるためにも、今後も健康維持に気を配り、医療費を大切に使うよう、ご理解ご協力をお願いします。

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料が合わせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。

来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

【納付通知書を6月中旬に送付】

【特別徴収（年金天引き）】
次の条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金から保険料を天引きします。

対象条件

- 世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない
- 平成28年4月1日現在、国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の世帯である
- 世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金

額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

【普通徴収】

納付書や口座振替で納付します。

納期は6月～翌年3月の各月（全10回）です。全納と各期別の納付書（単票式）を納付通知書に同封しています。納付前に全納分か各期分かを確認し、必ず納期限内に納めてください。

□座振替で納付している場合は、指定口座の残高確認をお願いします。

国民健康保険料の納付

■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくことになります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

■便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いします。□座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行かなくても、納め忘れもありません。

また、保険料の還付が発生した場合には、□座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、□座振替の手続きができます。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く）

※一部取り扱いきれないカードもありますので、詳しくは問い合わせてください。

■納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、分割での納付などができます。また、事情により減免される場合もありますので、早めに相談してください。

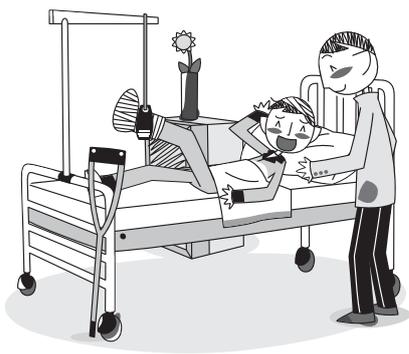
■国民健康保険料が

コンビニで納付できません
バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

【次のような納付書は

コンビニで利用できません】

- バーコードが無い
 - 金額が訂正されている
 - 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない
 - 1枚の金額が30万円を超えている
- ※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。



泉佐野市国民健康保険加入のみなさんへ

特定健康診査を受けましょう！
(健康マイレージ対象 40～74歳は必須項目)



特定健康診査を受診して自分の健康状態を知り、生活習慣病予防に役立てましょう。5月中旬頃、対象者に特定健康診査を無料で受診できる受診券を郵送しています。

※国民健康保険の資格を喪失した人、今年度中に人間ドックを受診した（受診予定含む）人は受診できません。また、受診券の紛失や届かない場合は、問い合わせてください。

期間 受診券が届いた日～来年3月31日

対象 40～74歳の本市国民健康保険加入者
受診機関 受診券と同封の一覧表にある医療機関（医療機関への予約が必要）

持ち物 国民健康保険証、特定健康診査受診券、前年度の健診結果（受けた人のみ）

健診日（午前）	特定健診とセットできる検診
7月22日(金)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん
26日(火)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん
29日(金)	
8月28日(日)	
9月21日(水)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん
23日(金)	
27日(火)	
30日(金)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん ※午後：乳がん
10月28日(金)	
30日(日)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん
*11月 1日(火)	
来年1月27日(金)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん
29日(日)	
31日(火)	結核・肺がん、胃がん、大腸がん

集団健診

健診場所 保健センター（*11月1日のみ泉佐野漁業協同組合 新町2丁目5187-101）

申込 6月10日(金)～来年1月24日(火)の午前8時30分～午後7時（日曜日、祝日、12月29日(水)～来年1月3日(火)除く）にフリーダイヤル☎0120-611-007 聴覚障害者用Fax072-800-7152へ

※健診日は右の表を参照。特定健診のみの受診も可。定員になり次第受付終了です。申込期間終了後の予約変更・キャンセルも申込時のフリーダイヤルへ

申込初日は、電話がつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

問合せ先 国保年金課

国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人（60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く）は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金（平成28年度780,100円）を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間（*）を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満 ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
- ②60歳未満の老齢（退職）年金受給者
- ③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ④日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満
- ⑤海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人

(*) 必要な期間…保険料を納めた期間と免除（一部免除は納付期間）された期間を合計して原則25年以上

※④⑤については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢（退職）年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る

必要なもの 年金手帳（または基礎年金番号通知書）、預貯金通帳と届出印（任意加入時の保険料の納付方法は原則口座振替）

※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。



6月8日(水)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合先 税務課

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニエンスストア、市役所などで納付してください。（年税額の一括納付もできます）

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。（領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください）

【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。必ず期限内に納めてください。

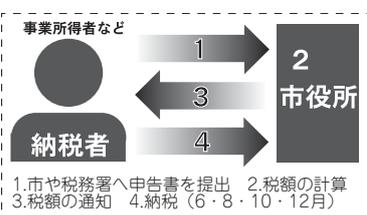
【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。（期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください）

◆市・府民税の納め方

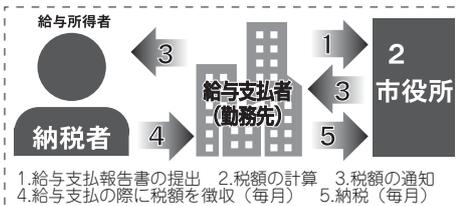
【普通徴収】

事業所得者、年金所得者、会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。納税通知書により、6・8・10・12月（4回）に分けて納めます。



【給与からの特別徴収】

給与支払者（勤務先）が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。6月～翌年5月の12カ月で徴収します。



【公的年金からの特別徴収（引き落とし）】

年金支払者（日本年金機構など）が年金から引き落としとして市へ納入します。

対象 今年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金などの受給者

※老齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額未満の人は対象外

■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

■特別徴収の方法

●今年度（新たに対象となった年度）…年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落としします。

●2年目以降…2月に引き落としした税額と原則、同じ税額を4・6・8月の年金から引き落とし（仮徴収）します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落としします。※来年4月から、特別徴収の方法が変更されます。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、未納分は納付書での納付となります。

※今年10月以降は、市外への転出、税額の変更が発生した場合でも一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が難しい人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限（今年度1期分からは6月30日(休)）までに申請してください。※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外です。

■個人府民税の均等割額の変更

自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐために、大阪府で「森林環境税」が導入されます。平成28～31年度の4年間、個人府民税の均等割額が300円加算され、1,800円になります。詳しくは市報1月号をご覧ください。

問合先 府民お問合せセンター「ピピっとライン」

(☎06-6910-8001)

■個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口では6月1日(水)より、コンビニでは6月8日(水)より発行可能となります。

※6月7日(火)の午後6時～深夜は、メンテナンスのためコンビニでの課税証明書の発行ができません。



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署 (☎462-3471)

◆租税教室

【学校へ講師を派遣します】

泉南地区租税教育推進協議会（事務局 泉佐野税務署内）では、教育関係者や児童・生徒、社会人などを対象に、租税教育資料や教材の作成・配付・貸与と講師の派遣を行っています。

【職場体験を受け入れます】

- 税務署では、職場体験や職場見学の受け入れも行っていきます。
- 日程は、1時限～2日間など柔軟に対応できます。
- パソコンなどを使用して、税務署の仕事を楽しく体験できます。
- 幼稚園（保育園）から社会人（PTAや職場グループなど）まで、幅広く受け入れます。

※泉南地区租税教育推進協議会とは…

泉佐野税務署管内の小・中・高等学校などの教育関係者、国・府・県・市区町村の税務関係者・教育委員会、税理士会および納税協会などの関係機関が協力して、租税教育の推進を図るために設けられた組織です。